

刀剣輸送 保険加入依頼票

運送保険の内容についての「重要事項のご説明」を受け取るとともに、加入内容が意向に沿ったものであることを確認し、引受保険会社の個人情報の取扱いに同意のうえ、下記記載内容に基づき貴社が三井住友海上火災保険株式会社との間で締結している運送保険契約への加入を依頼します。また、保険契約の約款、その他の規定に基づき、保険料の精算に用いる正確な数値等を以下のとおり通知いたします。

加入依頼日	年 月 日	
加入者名	(会社名)	
	(ご担当者様)	
加入者住所	〒 電話番号	
保険の対象 (発送貨物)	種類	刀剣類、その他()
	総点数	点
	明細	作者名・作品名・サイズ・金額を記載した明細リストを添付ください
保険金額 (総金額)	千円 ※「重要事項のご説明」に記載のとおり適切な金額で設定ください。	
保険料相当額	円 ※保険料相当額は1万円につき10円、最低保険料10円です。	

【取扱代理店】 SGムービング株式会社
【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社

ご記入例(裏面のご記入をお願いいたします)

SGムービング株式会社 行き

刀剣輸送 保険加入依頼票

運送保険の内容についての「重要事項のご説明」を受け取るとともに、加入内容が意向に沿ったものであることを確認し、引受保険会社の個人情報の取扱いに同意のうえ、下記記載内容に基づき貴社が三井住友海上火災保険株式会社との間で締結している運送保険契約への加入を依頼します。また、保険契約の約款、その他の規定に基づき、保険料の精算に用いる正確な数値等を以下のとおり通知いたします。

加入依頼日	2018 年 10 月 〇 日		
加入者名	(会社名) (法人様でお申込の場合ご記入下さい) (ご担当者様) 山田 太郎		
加入者住所	〒 000 - 0000 電話番号 000 - 0000 - 0000 東京都江東区〇〇 ■丁目 ▲番地		
保険の対象 (発送貨物)	種類	刀剣類、その他()	
	総点数	総点数 〇 点	
	明細	作者名・作品名・サイズ・金額を記載した明細リストを添付ください	
保険金額 (総金額)	100 千円 ※「重要事項のご説明」に記載のとおり適切な金額で設定ください。		
保険料相当額	(記入例) 10 万円の場合、100 円 100 万円の場合、1,000 円 保険金額に応じてご記入下さい 100 円 ※保険料相当額は1万円につき10円、最低保険料10円です。		

【取扱代理店】 SGムービング株式会社
【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社

(記入例)
10 万円の場合、100 千円
100 万円の場合、1,000 千円
加入希望保険金額をご記入下さい。

本書類は、保険加入の為、三井住友海上火災保険株式会社へ提出をする書類となります。
漏れなく、ご記入をお願いいたします。

〈3年間保管〉

SGムービング株式会社が契約する美術品
専用運送保険（包括契約）への加入依頼をされ
るお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では美術品専用運送保険契約（包括契約）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

ご加入いただく際には、加入申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款および特別約款（以下、「特約」と記載します）によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

SGムービング株式会社（以下、SGムービングといいます。）は、保険契約者の立場でお客さまに契約内容の説明を行います。より詳細な説明をご希望される場合には、取扱代理店または当社からお客さまにご案内させていただきます。

*この書面は大切に保管くださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際してお客さまにとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

1 ご加入前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組みおよび引受条件等

① 運送人の責任と美術品専用運送保険

輸送中の貨物に事故が発生した際には、運送人が運送契約の範囲内で賠償責任を負います。しかしながら、標準的な運送契約においては、天災（例：台風による高潮のため物流施設が冠水した）や、不可抗力（例：停車中のトラックに一方的に追突された）の場合等、運送契約上責任を負わない場合があります。また、運送契約によっては運送人の責任限度額が設定されている場合があります。

美術品専用運送保険にご加入いただければ、運送人が賠償責任を負わない事故による損害や責任限度額を超える損害が発生した場合でも、保険契約の内容に従い補償を受けることができます。

加入保険料はお客さま負担であり、この保険に加入するかどうかはお客さまの任意です。お客さまのご希望に沿う場合は、この書面のご案内をもとにご検討いただきますようお願いいたします。

また、この書面でご案内している内容以外での加入をご希望の場合は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

② 商品の仕組み **契約概要**

運送保険普通保険約款（オール・リスク担保条件） + 自動セット特約^(注1) + 各種特約^(注2)

美術品専用運送保険（包括契約）は、日本国内を輸送される貨物を保険の対象（保険の対象とは、保険契約により補償される物をいいます。）として、火災・爆発、輸送用具の衝突、盗難等、偶然な事故による損害を補償する保険です。

（注1）「テロ行為等不担保特約」、「生物化学兵器、電磁兵器等危険不担保特約」、「保険法に関する特約」、「重大事由による解除にかかわる特約」、「サイバーインシデント限定補償特約（サイバー攻撃以外限定）」

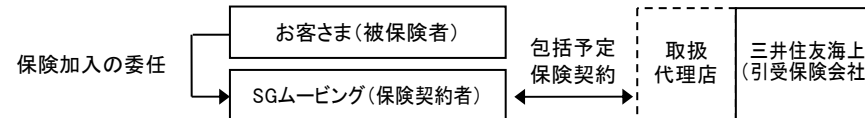
（注2）詳細は「⑥セットされる主な特約」（2ページ）をご確認ください。

③ お引受方式（包括予定保険方式） **契約概要**

SGムービングと当社との間に、SGムービングが保険契約者（当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払い義務を負う方をいいます。）となり、当社が引受保険会社となる包括予定保険契約が締結されております。

同保険契約は「SGムービングがお客さまから保険加入の依頼を受けた貨物^(注)」を保険の対象としており、保険加入依頼を行ったお客さまは被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。）として保険契約上の権利を有し、保険事故発生の場合には当社に対して直接保険金（保険事故が発生したときに、保険契約内容に従って被保険者に対し支払われる金額のことをいいます。）請求を行うことができます。

（注）一部包括予定保険契約の対象とならない貨物がございます。詳しくは「⑤保険の対象とならない貨物」（2ページ）をご確認ください。



SGムービングと当社との間で締結されている保険契約は、包括予定保険方式と呼ばれるもので、保険契約の内容をあらかじめ取り決めた包括予定保険証券を発行し、保険契約の開始日以降に輸送された保険の対象を包括的に引き受けする方式です。具体的には、「被保険者」、「保険の対象」、「保険契約の開始日」、「保険価額および保険金額」、「保険期間」、「輸送用具および輸送方法」、「保険条件」、「支払限度額」、「保険料率」、「保険料の払込方法・払込期日」等をあらかじめ取り決め、実際の輸送明細は事後にご通知いただく方式です。

お客さまが加入依頼をされた場合、この包括予定保険契約の「被保険者」として対象に含まれることになります。

④ 補償内容

■ 保険の対象 **契約概要**

日本国内でSGムービングにて陸上・海上・航空輸送される美術品・骨董品・高価品等の貨物が保険の対象となります。ただし、一部お引き受けできない貨物がございます。詳しくは「⑤保険の対象とならない貨物」（2ページ）をご確認ください。

■ 保険金をお支払いする主な場合 **契約概要**

火災、爆発、輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害、盗難・不着・破損・汚損・水濡れによる損害等、すべての偶然な事故による損害を補償します。ただし、後記「■保険金をお支払いしない主な場合」を除きます。

■保険金をお支払いしない主な場合

契約概要

注意喚起情報

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者(当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払い義務を負う方をいいます。)、被保険者(保険契約により補償を受けられる方をいいます。)等の故意または重大な過失による損害
- ・貨物の自然の消耗や性質・欠陥による損害(自然発火、むれ、かび、腐敗、変質、変色、さび、蒸発等)
- ・荷造りの不完全による損害
- ・輸送用具が貨物を安全に輸送するのに適していなかったことによる損害
- ・運送の遅延による損害、間接損害(慰謝料・違約金等)
- ・戦争・内乱、魚雷・機雷の爆発、押収、検疫または公権力による処分による損害
- ・ストライキまたは集団によりなされた暴力的かつ騒動的な行動による損害
- ・陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害
- ・陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害
- ・原子核反応等による損害
- ・「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害(「輸送中」については普通保険約款およびテロ行為等不担保特約以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。)
- ・化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害
- ・保険契約者および被保険者が事業者(個人事業主を含む)である場合に、直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃によって生じた損害

* 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

⑤保険の対象とならない貨物

契約概要

注意喚起情報

次に記載の貨物は、お客さまがご起用されるSGムービングと当社との間で締結している包括予定保険契約の対象となりませんのでご注意ください。

- ・生動物
- ・金・銀・白金の地金
- ・現金、小切手、手形、株券等の貨紙幣・有価証券類

なお、包括予定保険契約の対象とならない貨物のうち、一部の貨物につきましては、保険条件・保険料率を個別に取り決めさせていただくことで、保険にご加入いただける場合がございます。詳細は取扱代理店または当社にお問い合わせください。

⑥セットされる主な特約

契約概要

この保険にセットされる主な特約は次表のとおりです。

特約の名称	特約の概要
テロ行為等不担保特約	「輸送中」以外の状態にある間に生じたテロ危険による損害は補償しないことを規定しています。
生物化学兵器、電磁兵器等危険不担保特約	化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器によって生じた損害は補償しないことを規定しています。
保険法に関する特約	保険法の趣旨を取り入れることを規定しています。
重大事由による解除にかかわる特約	保険契約者または被保険者が保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合の取扱いを規定しています。

サイバーインシデント限定補償特約(サイバー攻撃以外限定)	サイバー攻撃によって生じた損害は補償されないことを規定しています。
損害賠償請求権放棄特約	保険金をお支払いした際に、当社が取得する運送事業者等に対する損害賠償請求権を放棄することを規定しています。
美術品、骨董品の損害額に関する特約条項	保険の目的に生じた損傷の修繕または補修に要する費用を補償の対象とし、損傷が生じたことによる価格の低下については補償しないことを規定しています。
鑑定条項	保険価額(金額)および支払うべき補償額について争いが生じる場合、鑑定人または仲裁者に決定を委ねることを規定しています。
責任の始終に関する特約	運送に付随する保険の目的の取り外し、梱包、開梱、据え付け作業中を補償することを規定しています。
保管期間担保特約	輸送の前後、または輸送途上の保管場所での保管期間中に生じた損害を補償します。(日数および場所を特定します。)
展示期間担保特約	輸送の前後、または輸送途上の保管場所での展示期間中に生じた損害を補償します。(日数および場所を特定します。)

＜オプションでセットできる特約＞

この保険には、オプションでセットできる特約はありません。

⑦保険価額・保険金額

契約概要

注意喚起情報

保険価額	商品、貨物を金銭に評価した額のことをいい、保険事故が発生したときに被保険者が被る可能性のある損害の額の最高見積額となります。この保険では、貨物の仕切状 ^(注) 面価額(運賃、保険料その他諸掛りを含んでいないときは、これらを加算した額をいいます。以下同様とします。)を保険価額とします。仕切状 ^(注) がない場合は、貨物の発送の地および時における価額に仕向地までの運送賃、保険料その他の諸掛りを加算した額を保険価額とします。なお、中古品については、購入時価額から発送の時までの減価分を差し引いた価額が保険価額となります。
保険金額	保険加入時の契約金額のことをいい、保険金を支払うべき事故が発生したときに支払われる最高限度額をいいます。貨物の発送にあたり、貨物の明細・保険金額を、SGムービングを通じて取扱代理店または当社にご申告ください。ご申告いただく保険金額は保険価額と同額としてください。保険金額が保険価額に対し過小または過大である場合には、損害の額の一部しか補償されなかったり、結果として余分な保険料をお支払いいただくことがあります。なお、保険金額が保険価額を超えていた場合であっても、その超過部分について取り消すことはできませんのでご注意ください。

(注)仕切状とは、荷送人が荷受人に発行する勘定書・納品書・請求書等、この保険で対象となる貨物の明細(商品名・数量・金額等)が記載されたものをいいます。

⑧保険期間・補償の開始時期

契約概要

輸送開始のために、貨物が発送地における保管場所から搬出された時またはその保管場所において貨物が輸送用具へ直ちに積み込む目的で最初に動かされた時のいずれか早い時

に始まります。その後、通常の輸送過程を経て、貨物が仕向地における荷受人の指定した保管場所に搬入された時またはその保管場所において輸送用具からの荷卸しが完了した時のいずれか遅い時に終わります。運送人が運送に付随する保険の対象の取り外し、梱包、開梱、据え付け等の作業を請負っている場合は、その作業中も保険は有効に存続します。(お客さまご自身が行う、取り外し、梱包、開梱、据え付け等の作業は補償の対象外となります。)

(2) 保険料 契約概要

保険料は保険金額に保険料率を乗じて算出します。
最低保険料は、引受証1件あたり1,000円です。

(3) 保険料の払込方法 契約概要

当社は、SGムービング(保険契約者)から保険料を領収します。お客さまはSGムービングとの間で保険料相当額をご精算いただくこととなります。

(4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料は、特段の取決めがない限り、「(3) 保険料の払込方法」のとおりお支払いください。「(3) 保険の払込方法」のとおり、お支払いいただけない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いできなかったり、ご契約を解除させていただくことがあります。

(5) 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 ご加入時におけるご注意事項

(1) 告知義務 注意喚起情報

お客さま(被保険者)には、ご加入時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があります。告知いただいた内容が事実と違っている場合、または、事実を告知いただかなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(2) クーリングオフ(ご加入申込の撤回等) 注意喚起情報

この保険契約は、クーリングオフの対象ではありません。

(3) 通貨に関してご注意いただきたいこと 注意喚起情報

「円建」のお引受になります。「外貨建」のお引受はできません。

3 ご加入後におけるご注意事項

(1) 加入後にご連絡いただくべき事項(通知義務等) 注意喚起情報

ご加入後、ご加入時にご申告いただいた内容(告知事項を含みます。)に変更が生じる場合には、取扱代理店または当社までご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた損害について保険金をお支払いできない場合がある他、ご契約を解除させていただく場合がありますので、十分ご注意ください。
また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する際には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なくSGムービングまたは当社にご連絡ください。
・お客さま(被保険者)の代表者名・住所・電話番号等を変更するとき
・第三者に譲渡される場合など輸送中に貨物の所有権が変更されるとき

(2) 解除・解約等による保険料の精算 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解除される場合には、取扱代理店または当社まで速やかにお申し出ください。当社の保険責任が開始した以降に解約された場合は、解約返れい金はありません。

(3) 失効について 注意喚起情報

保険の対象の全部が失われた場合^(注)、この保険は失効し、既に払い込まれた保険料は原則返還しません。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(注) 普通保険約款の保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定における保険契約が終了した場合を除きます。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者等保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。

この保険は、保険契約者等(被保険者を含みます。)が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

(3) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係者等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金※支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

(4) 特約の補償重複 **注意喚起情報**

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等に既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明な場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または当社までお問い合わせください。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認いただいたうえでご契約ください。

(5) ご加入条件について

過去の事故の発生状況等によっては、ご加入条件についてお客さまのご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(6) 重大事由による解除 **注意喚起情報**

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が当社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に当社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(7) 事故が発生した場合の手続

① 事故にあわれた場合の当社へのご連絡等

事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または当社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

当社連絡先

グローバル損害サポート部 総合物流グループ

TEL:03-3259-3331

FAX:03-3259-8739

【受付時間】 平日 9:00～17:00

* 土日・祝日・年末年始は休業させていただきます。

事故が発生した場合は、以下ア.～エ.の内容につきご対応いただきます。ご対応いただけない場合には保険金のお支払いが遅れたり、お支払いする保険金が減額される場合がありますのでご注意ください。

ア. 損害の発生および拡大の防止に努めていただくこと。

イ. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続を行っていただくこと。

ウ. 他の保険契約の有無および内容について遅滞なく当社にご通知いただくこと。

エ. 保険金支払手続に際し、当社が必要とする書類または証拠をご提出いただき、損害の調査にご協力いただくこと。

② 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社にご相談ください。

また、損害が生じたことによりお客さま(被保険者)が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払った場合は、その債権は当社に移転します。

(8) ご加入内容の確認について

この説明書はご加入いただく貨物海上・運送保険の内容を記載したものです。十分ご確認のうえ、ご不明な点等がございましたら、ご加入前に取扱代理店または当社までお問合せください。

ご加入にあたっては、貨物海上・運送保険の内容および加入依頼票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿ったものかどうか、ご加入内容をよくご確認ください。

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】 平日 9:00～19:00

土日・祝日 9:00～17:00

(年末年始は休業させていただきます。)

指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

【お問い合わせ先】

<取扱代理店>

SGムービング株式会社

【住所】 東京都江東区新砂3-2-9 Xフロンティア EAST6階

【連絡先】TEL : 03-5857-2410

FAX : 03-5857-2419

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第二部 佐川急便チーム

【住所】 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

【連絡先】TEL : 03-3259-3315

FAX : 03-3293-3232